

平成二十七年九月二十八日(月)

九月三日改正マイナンバー法成立、愈々來年一月一日より實施の運びとなる。一部金持の脱税を摘發せむとする稅務政策として既に外國にては實施國も多く、我が國は後れ馳せなりと云々。然れど電算機より電腦の時代を過しける筆者はパンドラの匣を開くに似たる、或る懸念を覺えざるを得ず。愚生法律の専門家にあらざれば、法文の誤讀、誤解あらむを懼るゝも、基本理念を示す第三條には、「行政分野以外の國民の利便性の向上」(第二項)、「行政事務以外の事務の處理に於て個人番号カードの活用」(第三項)と民間にての活用を呼掛く。勿論「個人情報保護に十分配慮しつゝ」(第二項)や「カード記録事項が不正な手段により蒐集されることがないやうに配慮しつゝ」(第三項)と明記あるも、現今の電腦偷簿技術に對應し得る「配慮」可能なるやを疑ふ。大きなその豫兆二件既に眼前にあり、一つは年金機構に於けるデータの漏洩、二つに消費稅還付への利用計畫これなり。

第一の年金機構に於ける記録情報の漏洩は免角管理の杜撰を指摘する聲高きも、外部の偷簿技術への認識乃至對應策の薄きを憂ふ寡し。稅務當局は事業者に稅務署へのすべての書類にマイナンバーの記入を義務付け、且つ従業員はナンバー漏洩防止には「必要且つ適切」の安全管理を要請するも、本事業の學習を踏ふる新たな對策の追加を聞かず。特に高度化せる電腦偷簿技術は中小零細の企業の能く防止する所にあらざるなり。

第二の消費稅還付への利用計畫は來るべき稅率10%時に、稅の輕減措置として、各個人の消費稅納付額をマイナンバーにより個人別に集計の上、一定の比率にて各人に還付せむとするものなり(但し上限あり)。一見便利に見ゆるも、消費稅は全ての經濟行爲に課するもの故、秋刀魚一尾買ふにもマイナンバー呈示を要すとならば、個人の生活は全て一箇の超大容量電算機に格納せらるゝこと、世人の理解十分なりや。

斯くの如くマイナンバーは、その情報の質と量とに於て、當に人類史上最大といふべく、これを稅の査定、徵收、還付に利用するなどは極めて初歩的の發想に過ぎず、電算解析の粹を盡さば、市場の豫測、需要の發掘、更には輿論の動向に至るまで、正確に讀み取り得べし。さればこの電腦記録情報は世界的に垂涎の的とて、熾烈なる偷簿戰爭を誘發するの懼れなしとせず。而して上記第一の豫兆に鑑み、その漏洩防止には、暗號方式などを含む、大幅の設計再検討を要するにあらずや。

別の問題としてかくも膨大の個人情報、政府の一括掌握する所となり、一部金持の脱稅沮止と引き換へに、かゝる管理社會の出現果して國民は選擇しけりや。安保法制の審議にあれば戦争の危機を煽りたる人々、それより遙かに具體的實現性高き國家統制の危險に何故か沈黙す。電腦未だ超大容量を處理能はざりし嘗てのソ聯に於ては隣人監視して祕密警察に告げけりと云々。

(引用部は口語のまま、表記は地の文に統一)

(平成二十七年十月十二日受附)